

## 令和元年度 第2回通学区域審議会会議録

1. 開催日時:令和元年 11 月 5 日(月) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分
2. 開催場所:市庁舎 5 階 5-3 会議室
3. 出席者:審議会委員 藤木義久委員(会長)、市瀬健治委員、布施孝一委員、  
竹田佳司委員、高梨秀胤委員、小西薫委員、村木絵未委員、  
多田真紀子委員、三代川章子委員、渡章江委員  
事務局 小熊教育長、櫻井学校教育部長、天田学校教育部次長、  
中野教育総務課長、本間学校教育課長、村山学校教育部主幹、  
利根川学校教育部主幹、野村主任管理主事、後藤企画調整係長、  
菅谷管理主事、藤井管理主事、櫻井副主査  
傍聴者 1 名

### 4. 会議の概要

- (1)教育長挨拶
- (2)会議録の作成等
- (3)会議録署名委員の指名
- (4)報告事項 「津田沼ザ・タワー」から向山小学校への通学路について
- (5)審議事項 谷津 1 丁目 1895 番 1 に建設される集合住宅の通学区域について
- (6)その他(事務連絡等)

### 5. 会議資料

資料1.「津田沼ザ・タワー」から向山小学校への通学路について

資料2. 谷津 1 丁目 1895 番 1 に建設される集合住宅の通学区域について

### 6. 議事内容

(1)小熊教育長より挨拶

#### (2)会議録の作成等について

##### ・前回会議録の承認

藤木委員長が、会議録の承認について諮り、全員異議なく承認された。

##### ・本日の会議録について

藤木委員長が、会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員及び所管課名を記載したうえで、本市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することについて諮り、全員異議なく承認された。

### (3) 会議録署名委員の指名について

藤木委員長が、会議録署名委員として高梨委員を指名することについて諮り、全員異議なく承認された。

### (4) 報告事項「津田沼ザ・タワー」から向山小学校への通学路について

(本間学校教育課長)

津田沼ザ・タワーから向山小学校への通学路について、報告する。

これまでの経緯としては、津田沼ザ・タワーの通学指定校を向山小学校とすることについて、平成25年度習志野市通学区域審議会の答申及び教育委員会第1回臨時会にて決定した。

その際、通学路については、まろにえ通りを通り、まろにえ橋の先の階段を下り、東福寺の前を通る道において、車両通行量に注視し、安全面に留意するよう付帯事項が付された。付帯事項に基づき、資料1ページにあるように、通学路について警察・市役所街路整備課・向山小学校管理職及びPTA・市教育委員会が集まり、現地調査と検討を行った。その調査を参考にし、通学路の方向性を決めたところである。

次に、令和2年7月末から入居開始予定となっている津田沼ザ・タワーから向山小学校へ通う児童数の推計について、説明する。

平成30年12月に作成した児童数推計では、令和2年度から6年度にかけて76名から147名の児童が、津田沼ザ・タワーから向山小学校に通うことが見込まれている。

続いて、検討した通学路の3つの候補について、説明する。

水色、ピンク色、緑色の3コースである。通学路の検討にあたり、地図上の5箇所にて交通量調査を実施した。結果は資料3ページ、詳細は5ページから8ページに掲載してある。

まず、ピンク色のコースについては、当初は、この通学路を中心に検討していたが、この通学路は図の赤枠3箇所において課題が見られた。

1点目は、登校時における自転車及び歩行者との接触の危険性である。まろにえ通りは、車道が片側2車線で大型車も通行するため、多くの自転車が歩道を走行している。特に、朝はJR津田沼駅方面に向かう自転車と歩行者が多く、登校する児童が接触する危険性が高いと考えられる。

まろにえ橋から駅方面へは下り坂になっており、加速する自転車が多く、駅方面から歩く児童にとって、危険が懸念される。また、朝の交通量について、駅方向へ向かう自転車と歩行者の交通量を、まろにえ通りの箇所5と水色コースの箇所2で比較すると、まろにえ通りの方が全体的に多いことが分かる。

2点目として、図の右下の赤丸の部分、まろにえ橋の階段を下りた通りについて説明する。階段を下りたあとの道は、車の抜け道として使われることが多い道である。図の黄色の部分については幅員が狭くなる部分であるが、ガードレールや路側帯が無いいため、通学路とする

場合は、カラー舗装やガードレールの設置などの対策が必要であると考えられる。

3 点目は、東福寺先の丁字路、地図の赤枠の部分である。写真のピンクの矢印が児童の動きであるが、ガードレールがなく、路側帯が狭いため、危険性が高いと判断している。また、横断歩道の設置も難しい場所となっている。

これらの課題があることから、別の通学路について、検討を行うこととなった。

次に、緑色のコースについて説明する。このコースは、まろにえ橋の先を住宅地に入る道であり、東福寺前の危険性を回避するために検討したコースである。写真は地図の赤丸の部分である。ここは車、バイク、自転車の通行は非常に少なく、交通面での安全性は高いが、まろにえ通りの危険性や写真の地点より西側に進んだ先の赤枠の丁字路については、先ほどと同様の危険性がある。

最後に、水色のコースについて説明する。このコースは、津田沼ザ・タワーの西側の道を南下し、谷津 3 号踏切の手前の横断歩道を渡り、住宅街を通過して谷津 2 号踏切を渡るコースである。箇所 1 から 2 にかけて、車やバイク、自転車の交通量が多い点が課題である。しかしながら、道路東側にガードレールが設置されていること、ガードレールが途切れる部分には路側帯があることから、児童がその中を歩行することができる。箇所 1 から 2 にかけては、ガードレール内を歩くよう、児童に指導し、注意喚起を促す路面標示の設置等も検討している。箇所 2 では、横断歩道を渡る。横断歩道の先は、住民以外の車両通行止めとなっている。以後は車両通行止めの区域にある住宅街を抜けて、谷津 2 号踏切を渡る。この踏切は遮断機と車止めがあり、幅員は 2m で、安全性は高いと考えられる。この踏切を渡り、直進して向山小学校の正門に向かう。なお、箇所 2 を直進し、谷津 3 号踏切を渡り向山小学校へ向かう道については、通学路として考えていない。理由としては、3 号踏切には滞留スペースがないこと、また、踏切を超えたあとガードレールがなく、路側帯も狭いことから危険性が高いと判断したからである。

以上のことから、津田沼ザ・タワーから向山小学校への通学路については、安全性の高さや対策の見通しから、水色のコースが望ましいと考えている。

(布施委員)

提示された通学路案は、向山小学校の通学路となっているのか。

(本間学校教育課長)

2 号踏切までの地域は谷津小学校の学区になっているので、向山小学校の通学路とはなっていない。

(布施委員)

車の通行が少ないのはよいが、人通りが少ないと心配されるのは不審者への対応である。

この通学路付近における子ども 110 番の家の依頼状況はどのようになっているのか。また、暗い場所もあるので、防犯灯や照明灯の設置をお願いしたい。さらに、踏切を渡ることに對して、子どもたちへの安全指導も重要であるとする。

(本間学校教育課長)

子ども 110 番の家については、全てを把握しているものではないが、実地踏査時の確認では、踏切付近に 1 軒あることを確認している。防犯灯の設置については、関係機関と連携しながら対応してまいりたい。踏切を渡ることに對する安全指導については学校と連携して対応していく。

#### (5) 審議事項 谷津 1 丁目 1895 番 1 に建設される集合住宅の通学区域について

(小熊教育長)

谷津 1 丁目 1895 番 1 に建設される集合住宅の通学区域を向山小学校へ指定校変更することについて、諮問する。

谷津小学校においては、JR 津田沼駅周辺の住宅地開発に伴って児童数が増加し、令和 7 年度に 49 学級になる見込みである。谷津小学校の普通教室の最大数が 50 であり、今後、児童が増加すると受け入れが難しくなる。また、これ以上学級数が増加すると、特別教室や体育館、プール等の利用にあたって調整が難しくなり、天候や時期によっては教育活動の展開に影響を及ぼす可能性がある。

谷津 1 丁目 1895 番 1 にファミリータイプマンションが建設されており、令和 3 年 3 月から入居開始予定である。通学区域は谷津小学校であるが、上記の理由から近隣の向山小学校へ指定校変更することが望ましいと考えている。

については、谷津 1 丁目 1895 番 1 に建設される集合住宅の通学区域を向山小学校へ指定校変更することについて、通学区域審議会委員の意見を伺い、答申願いたい。

(本間学校教育課長)

諮問の内容について説明する。

該当の集合住宅は、平成 31 年 2 月 28 日に株式会社宮田建築事務所から谷津 1 丁目のサンライズ津田沼、サニーヒルズ津田沼の跡地にファミリータイプマンションを建設するとの連絡があった。

マンションは分譲で、3LDK が主となり、世帯数は 101 世帯になるとのことであった。

工事開始は、令和元年 10 月、入居開始は、令和 3 年 3 月の予定となっている。JR 津田沼駅南口は開発に伴い、周辺の人口が増加しており、今後さらに増加することが予想される。

推計によると、通学区域である谷津小学校は令和 7 年度に 49 学級になる予定であり、普通教室の最大数 50 に近づくため、この後、他に集合住宅等が建設されたときには、受入れ

が難しくなる。向山小学校は、令和 7 年度に 14 学級と推計しており、該当の集合住宅の入居者を含めても 16 学級である。向山小学校の普通教室数は 23 であるため、受入れは可能である。

また、谷津小学校の学級数が増えると特別教室や体育館、プール等の利用にあたって調整が難しくなり、天候や時期によっては教育活動の展開に影響を及ぼす可能性がある。

以上のことから、該当の集合住宅については、近隣の向山小学校へ指定校変更することが望ましいと考えている。

最後に、該当の集合住宅の通学区域を向山小学校へ指定校変更した際の通学路は、先程報告した津田沼ザ・タワーの通学路と同様に、東福寺に向かう道を南下し、住宅街を通過して谷津 2 号踏切を渡り、向山小学校正門に至る経路を考えている。

(市瀬委員)

ファミリータイプのマンションの児童数は、推計であって販売業者から提供された数ではないということでしょうか。

(本間学校教育課長)

タワーマンションについてはアンケート調査を行い、現在確認しているが、ファミリータイプマンションについては推計値で示している。推計値については、奏の杜の児童発生率を用いて計算している。販売業者から提供された数ではない。

(村木委員)

タワーマンションとファミリータイプマンションの通学路案の場所は普段からよく利用しているが、車や自転車などとの接触が心配である。調査ではまろにえ通りのほうが危険との判断であるが、車との接触を考えると、まろにえ通りの方が危険性は低いのではないかと。ガードレールで保護された歩道の幅も狭いので、通勤通学時にはかなり混雑すると思われる。また、不審者情報は谷津駅周辺で多く心配である。下校時に 1 人にならないなど、学校での指導が必要と考える。

(本間学校教育課長)

ガードレール内の歩道が狭いことについては、教育委員会としても認識している。歩道内の歩き方、安全の見守りなどについては学校とも連携して対応していきたい。また、不審者についても関係機関及び学校と連携して対応していきたい。防犯灯については町会とも関係しているので、連携に努めていきたい。

(市瀬委員)

防犯灯の設置に加え、防犯カメラの設置についても検討が必要であると考えがいかがか。

(本間学校教育課長)

防犯カメラの設置についても関係機関と協議が必要であるため、防犯灯と同様に連携して対応していきたい。

(布施委員)

通学路について、まろにえ通りの歩道を通行する自転車が多いとのことであったが、道路交通法上、自転車が歩道を通行することは認められているのか。

(本間学校教育課長)

警察との確認では、認められていると聞いている。

(小西委員)

谷津小学校の児童数の現状から考えると、今回の指定校変更はやむを得ないと思う。ただし、通学路の安全対策については、他の委員と同様に重要であると考えている。

(多田委員)

指定校変更については他の委員と同様にやむを得ないと考えている。通学路については、歩道と車道が共に狭いので接触が心配である。トラックの通行もあるとのことなので、時間規制をかけることはできないか。また、地域の方による通学時の見守り体制を作る必要があると考える。

(本間学校教育課長)

時間規制については警察の判断によるので、連携して対応していきたい。地域の方の見守りについては、学校とも連携して多くの方に協力していただけるようにしていきたい。

(渡委員)

踏切を渡ることに對しては、家庭や学校での安全への意識づけが大切だと感じた。安全対策として防犯灯や防犯カメラの設置に加え、地域で子どもたちを守っていくという意識が重要だと感じた。

(三代川委員)

放課後の過ごし方についても指導が必要だと感じた。下校後に友だちの家に遊びに行くなどがあると思うが、その際に安全に踏切を渡ったり、歩道を歩いたりできるように指導をお願いしたい。

(本間課長)

下校後の安全な過ごし方についても学校と連携し、対応していきたい。

(竹田委員)

指定校の変更についてはやむを得ないと考えている。ただし、谷津小学校の学区が虫食い状態で変更されていくと、まちづくりの面で心配がある。谷津小学校、向山小学校と分けるのではなく、協力してまちづくりに参加してもらえるとよいだろう。

(高梨委員)

学校の立場で考えてみると、2号踏切を渡る通学路は適切であると考え。2号踏切へ職員を派遣し、現場指導をすることもできる。また、PTAとも連携して対応していくことが大切だと考える。

(布施委員)

交通量調査の際に、走行している自動車の速度はどの程度だったのか。直線の道路なので速度が出ているように思うが、30キロの速度制限となっていると思うので、警察に取り締まりをお願いしてはどうか。

(本間学校教育課長)

速度については計測していないので分からないが、印象としては横断歩道や踏切もあり、慎重に運転していたと感じている。取り締まりについては警察と協議していきたい。

(櫻井学校教育部長)

通学路について、貴重な意見をいただきありがたい。今回の案については学校と教育委員会、警察、道路整備課と合同で調査を行い、警察の指導もいただきながら決めてきた。通学路の最終的な決定者は学校長であるが、子どもたちにとって最善の案であると考えている。今後は指摘をいただいた点について、関係部署と連携し、最善を尽くしていきたいと考えている。

(藤木委員長)

それでは、これまでの審議をふまえて答申したいと考える。答申は次のような内容でよろしいか伺う。「谷津 1 丁目 1895 番 1 に建設される集合住宅の通学区域について、本審議会において慎重に審議、検討を行った結果、向山小学校へ指定校変更することについて、概ね妥当であると認めます。なお、通学路の安全について十分配慮することを付記する。」という内容でいかがか。

(異議なし)

(藤木委員長)

それでは、この後の答申の作成は委員長に一任していただくということよろしいか。

(異議なし)

(藤木委員長)

それでは、以上で審議を終了する。

#### (6) その他(事務連絡等)

(事務局)

本日は年度当初の予定を変更してお集まりいただいた。年度当初に予定していた 2 月の通学区域審議会については、今後諮問する事案が発生した場合は開催するが、該当する事案がなければ開催しない。12 月中には開催の可否を連絡する。

主管課:教育委員会 学校教育部 教育総務課